三　地域再生計画の区域の範囲　岡山県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百四十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県及び真庭市
二　地域再生計画の名称　真庭ライフスタイルを支える里山づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　真庭市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千四百四十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山市
二　地域再生計画の名称　「桃太郎のまち岡山」創造発信事業
三　地域再生計画の区域の範囲　岡山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百四十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山市
二　地域再生計画の名称　岡山城の新たな活用による魅力アップ事業
三　地域再生計画の区域の範囲　岡山市の区域の一部（北区丸の内二丁目）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百四十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山市
二　地域再生計画の名称　「子どもの声があふれる岡山」推進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　岡山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　津山市
二　地域再生計画の名称　津山市若者定住促進奨学金返還金補助事業
三　地域再生計画の区域の範囲　津山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　玉野市
二　地域再生計画の名称　たまの版地方創生人財育成プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　玉野市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　瀬戸内市
二　地域再生計画の名称　夢二のふるさと芸術交流プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　瀬戸内市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　瀬戸内市
二　地域再生計画の名称　きれいな水を未来へ渡すまち瀬戸内市再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　瀬戸内市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千四百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　美作市
二　地域再生計画の名称　美作市ひきこもり等若年者就労支援事業
三　地域再生計画の区域の範囲　美作市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県
二　地域再生計画の名称　さとやま交流プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　広島県の区域の一部（広島県中山間地域振興条例に定める中山間地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）